

令和4年 第3回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年3月25日(金) 午後1時30分～午後3時09分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 6	議案第4号 農用地利用配分計画の意見について
日程第 7	議案第5号 安中市農地利用最適化推進委員の選任について
日程第 8	議案第6号 農業委員会職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和4年第3回農業委員会総会を開会します。
出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。
安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、

議長から指名することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、それでは、6番白石隆委員・11番橋本一男委員、両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、会務の報告をいたします。

令和4年2月25日開催の第2回総会で許可相当の議決案件、農地法第3条関係7件、5条関係16件につきましては、令和4年3月16日付で許可書を交付いたしました。

令和3年度第17回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが3月11日に開催され、上原恵美子委員、萩原寛子委員がユーチューブによるオンラインでの参加をしました。

群馬県農業会議の第12回常設審議委員会が3月16日に前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

終了後に令和3年度第2回理事会が同所で開催され、竹内会長が出席しました。

令和3年度市町村農業委員会会長、事務局長等会議が3月23日に開催され、竹内会長が出席しました。

また、令和4年第1回安中市議会定例会は2月25日から3月22日の間開催されました。一覧のとおり報告が1件、議案が66件提出され、議案の全てが採択されました。

報告は以上です。

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の7件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明は終わります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条関係の2番と5番でございます。

2番は、受け人の自宅の南側にある地続きの農地を売買するということしております。受け人については、今現在管理している農地については全てよくやっておりますので、問題ないと思われまして、今の買う農地の南側にはまた太陽光ができておまして、これを取得した後も周りに与える影響はないと思われましますので、審議の参考にしてください。

それから、5番でございます。これは受け人の方、今日詳細を聞くということですが、渡し人から営農型太陽光発電をするということで、〇〇が借りるという設定になっております。この農地の南側は太陽光発電ができておまして、周りに与える影響もないかと思われましますので、審議の参考にしてください。

よろしく願いいたします。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 1番です。1号の第3条の6番なのですけれども、6番全部で8件あるのですけれども、〇〇、これが田んぼで、あとは全部畑でございます。これは場所的には〇〇と〇〇の境に近いところなのですけれども、本当に場所的には物すごい、〇〇でも一番広いのではないかという場所です。西は浅間山、南は妙義、御荷鉾、それから北側は榛名、それから東が赤城で、一望できる、全くいいところなのです。前もちょっとお話ししましたけれども、〇〇はバブルの際にゴルフ場を造りたいということで大分進めてきたのですけれども、結局植栽にかかってしまって、全部桑畑ですから、こちらに書いてあるこれ、撤退だったわけです。その後もほとんどが遊休農地化しています。畑の隅で自家用の野菜を作っている程度で、それで今現在は甘楽町とか南牧、あちらから来てコンニャクを大分作っているのですけれども、私は散歩しながらよく話をするのですけれども、私なんかあと本当に何年かなということでは言っているのです。それが空き地になると、ほとんど〇〇は、〇〇、〇〇、ほとんどが遊休農地になってしまうおそれとか、なってしまうのではないかと思います。

そんなことで、これは全部売買ですので、営農型の太陽光発電を〇〇が造らせ

ていただくということです。また詳しいことは5条の11番から17番ですか、ここの10番委員がご説明していただくとお思いますので、審議の参考をお願いをしたいとお思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号の農地法第3条の、今1番委員のほうからも説明ありました6番の上から6番目、一番下の段です。これは〇〇の部分になっておりまして、南側には〇〇の側道、後ほど青地になっておるわけですが、ほとんど耕作放棄地。東側に1枚外れて太陽光発電が設置されております。ほとんど野っ原で、幾らも幅はないのですけれども、北側は山であります。農地法の青地ということですので、耕作がされませんので、営農型の太陽光発電ということで致し方ないのではないかなとお思います。周辺農地には影響及びませんので、審議の御参考によろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第1号、農地法3条の関係の今話がありましたが、6番の次の2ページのほうの〇〇に4筆あります。現状とすると、耕作はされておりません。周りを見渡しても耕作していないので、特に問題はないとお思います。ただ傾斜が結構ひどいので、一応申請書には池を造るような形が出ていますが、大丈夫だとお思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第1号、農地法第3条関係の7番になります。筆数はあるのですけれども、一番上の〇〇というところは家と家の庭みたいな感じで、近くで、ほかのところも家から離れたところではなく、農地つき空き家という関連もありますので、休耕地にはなっているのですけれども、まだそんなに荒れたようなところではないとお思いますので、問題ないかとお思います。

議長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第1号、農地法第3条関係の4番でございます。ここは〇〇から〇〇へ抜ける道に面しておりまして、その道を挟んで北側には〇〇というお寺がありまして、その道を挟んだ南側に位置しております。売買で譲受者も耕作されて、野菜なりいろいろ作っておられますので、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ないようです。

事務局 はい。

議長 では、事務局。

事務局 それでは、議案に関してなのですけれども、今議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請書につきまして、実は申請者の取下げの申請が出ておりまして、そちらのほう、ご連絡のほうをちょっとミスでしていなかったもので、改めてこの場で訂正させていただければと思います。

議案第1号の農地法第3条の申請の番号の6番の一番下に〇〇というところがございます。この人が取下げという形、取下げの申請書が出ております。これに併せまして、この後審議の予定となっております議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書のほうも、番号は21番、こちら同じく〇〇となっております。こちらも取下げという形で取下げの申請書が出ておりました。ただいま訂正して報告いたします。よろしく願いいたします。

議長 今事務局のほうから報告がありましたので、それでよろしいですか。

委員 異議なし。

議長 今、ただいま意見がありましたので、お含み置きください。

それでは、お諮りします。議案第1号について、審査班に審査を付託したいと思っております。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、2班に5番から6番の2件、3班に7番の1件、以上合計7件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請審議について

てを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事務局事前調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、3月18日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件、現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項はありませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書、令和4年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから5ページ記載の23件及び議案書6ページ記載の計画変更2件の計25件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。5条の2番と計画変更の1番です。

今説明があったように、平成8年に受けていたのですが、住居ではなくて太陽光にということでございます。この土地は集落の真ん中ぐらいにある土地で、東側が原野、北側が住居、南側が太陽光発電が計画されている用地であります。特に問題ないと思います。

以上です。

議長 3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の1番、4番、5番、7番の4件です。

まず、1番です。1番は、これは北傾斜のきつい場所、畑で、東方に太陽光発電あり、北側、道を隔てて住宅地なので、これは問題ないと思います。

4番です。4番は国道18号の〇〇の信号、〇〇方向に入って行って、要はこれ、ここの場所は道が広がったのですよね。古い道は狭いって、その間の畑なのです。だから、ちょうど残されて、片方は2mぐらいの高さの新しい道にあって、古い道の境になりまして、これも問題ないところです。これは西です。

問題ないところです。

5番です。これは〇〇の東に隣接する土地で、以前認可の下りにて、計画変更で出ている場所でありまして、これも3種農地でありまして、問題ないところでもあります。

7番です。7番は〇〇の〇〇の信号を南に入っていく〇〇の入口の田んぼと畑なのです。これは2件で申請になっていますけれども、〇〇でありまして、両方とも、1軒の人は〇〇さんが去年の秋だったかな、亡くなっています。下のもう1軒の方は今年の2月に〇〇が亡くなっています、片方は3種農地、畑は3種農地、片方は田んぼでありまして、この田んぼを持っている人は〇〇で、問題ないところでもあります。

以上、よろしく願います。

議長 ほかにございますか。

4番

4番委員 4番です。議案第2号、農地法5条関係の22番と23番でございます。この案件は一般住宅地として出ておりまして、見に行ったところ、周りも住宅が多く、周りにも農地はないということで、問題ない案件だと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

10番

10番委員 10番です。議案第2号、5条、11番から17番の7件になります。この案件は、農用地区域内の営農型の太陽光発電用地の一時転用という申請になります。青地ということなのですが、高齢化、それから担い手不足により、大分荒れた遊休農地になっております。仕方なく、農作物の生産に力を注いでいただき、営農を継続していただきたいと思い、期待しております。

また、24番なのですが、一般住宅地の転用ということなのですが、道路、それから宅地に面して住宅化されているところでもあります。周りへの影響は少ないと思われますので、審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

15番

15番委員 15番です。議案第2号、農地法第5条関係の申請の19番、20番になりま

す。

先ほどの1号議案のときも説明したとおり、耕作を周りもしておりませんで、耕作放棄地のような状態になっております。特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。農地法第5条関係の18番の関係です。1号議案でも取り上げられましたけれども、営農型太陽光発電ということで、青地の分になりますので、致し方ないのではないかなと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号、農地法第5条関係の6番です。これは西側に市道が通っており、その一角で、一般住宅用地ということで、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

17番委員 なければ、17番から。議案第2号の農地法第5条関係の3番、8番、9番をお願いします。

まず最初、3番、これは地元の大きい工場の敷地のちょうど南側にある1か所の田んぼでございます。ここで工事車両の駐車場を欲しいということで、一時転用でこれが出ております。これは問題ないと思います。

それから、8番と9番、これは同じ方なのですが、ここについては、まず8番については両側に農地がありますけれども、聞いたところ、この場所は耕作放棄地で以前からいろいろ悩まされた場所でありまして、ほかの、太陽光でも何でもできればありがたいということで、問題のない場所だと思われまして、それで、9番についても同じく耕作放棄地の場所で、この案件のちょうど南側については、昨年ですか、これは一応太陽光ということで出ていましたけれども、そのままになっておりますが、この場所については問題ないと思われまして、参考にしてください。

議 長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。
それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したい
と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場
合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に22番から24番の3件、2班に10番から20番の
11件、3班に1番から9番の9件、併せて計画変更1番、2番の計11件、
以上合計25件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:12)

(書類審査)

(再開午後 2:33)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の5番、6番及
び7番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませ
んか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号5番、6番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号5番・6番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

5番・6番申請者 いつも大変お世話になっております。〇〇の〇〇と申します。前回ブルー
ベリーの耕作ということで営農型太陽光の認可をいただきまして、先ほどち
よっと伺ったのですけれども、おかげさまで4月18日に全ての機器、かん水
設備と苗、その他もろもろ納入が決定いたしまして、4月末から実際に営農を
開始という予定で先ほど決まりました。おかげさまで、なので皆様ありがた
うございます。

今回新しく、12件のうち1件取下げをさせていただいて、合わせて11件の
3条、5条の申請をさせていただいております。ちょっと数が多いのではない
かというご意見が恐らくあるかなと思うのですけれども、ちょっとこれ理由が

ありまして、弊社の都合で大変恐縮なのですけれども、営農型太陽光発電の権利が弊社で、残り、安中市で今回の申請も含めて30件ほどございます。この権利というものが来年の2月までに工事を完了させなさいという内容の権利でございまして、ちょっと逆算して追っていくともう1年ないので、今回11件申請させていただいて、残りが20件ほどございます。なので、20件全てというところではないのですけれども、そこからまた土地の精査であったりとかさせてさせていただいて、やはり造成がすごく大変な場所であったり、そういったところはちょっと費用もかかってくるので、そこは社内で検討して、ただ恐らく15件ぐらいかなとは思うのですけれども、残りがございますので、今回11件、ちょっと件数多いのですけれども、申請をさせていただいております。内容といたしましては、ミニカボチャ、今「栗っぷち」という名前に変わったそうなのですけれども、こちらはJAのイイツカ係長様とブルーベリーの件でちょっとお話をしていた中で、何かほかに作ってほしいものとかありますかと聞いたところ、今大変人気だと。需要もかなりあるということで、ぜひ作ってほしいということで今回、〇〇の〇〇様とちょっとおつきあいもありまして、カボチャ作っているよ、ミニカボチャはもちろん作っているよということで、ご協力の下、今回ミニカボチャを選定させていただいて、申請させていただいております。

概要としては以上になります。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方お願いします。ないですか。

1番。

1番委員 1番です。ご苦労さまです。

ちょっと作るものが3条申請と5条申請でちょっと違うと思うのですけれども、3条申請と5条申請の作るものは。3条申請のほうでは、太陽光、営農型ですけれども、これは野菜類とかブルーベリーとかカボチャになっていますね。そういうのでカボチャだけになっているのですけれども、やっぱりこれはブルーベリーも栽培しているのですか。

5番・6番申請者 ブルーベリーは認可をいただいた2か所で今とどめています。

1番委員 ああ、そうですか。ブルーベリーなんかの専門の方がおるのですか。

5番・6番申請者 ブルーベリーは専門の方の指導も受けながらです。

1番委員 それでは大丈夫ですね。剪定しないと、整枝しないとブルーベリーはいいもの

がなりませんから、商品価値、全然落ちてしまいますから、それで結局なるものもなくなってしまいますよね。

5番・6番申請者 そうですね、規格もありますし。

1番委員 もったいないぐらい整枝しないと、いい実が、商品価値がなくなりますから。それで、カボチャなのですけれども、カボチャというか、そのほかの営農型太陽光いっぱい安中市内もあるのですけれども、私も散歩しながらよく営農型を見ているのですけれども、やっぱり栽培することで申請出てくるのですけれども、あるいは収穫して、それはもうかるのかどうか分からない、こんな、本当に肥料もしない。ただカボチャを作っていますよというだけ、そんなあれはあるのです。大分そういうのがあるのです。そういうのをちゃんと、非常に私なんか注視していかなくてはならないと思うのですけれども、やっぱり80%は収入がないとあれということですから、太陽光の下だから作物の栽培も大変だと思いますけれども、作業もですね。頑張ってやっていただきたいと思えます。

5番・6番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。どうもご苦労さまです。何点かちょっと確認させていただきます。今回1万5,000平米を超える広大な面積とエリアがちょっと何か所かに分散されて、申請は同時に上がっているのですけれども、これを見るとワゴンが1台、耕運機1台、しかもこれ購入予定、これだけでこれだけの面積はどうやってこなすのか。営農計画を少し具体的に教えていただきたいのがまず1つ。それと、カボチャ、ミニカボチャということですが、これは立体で、つり下げでやるのですか。地ばいでやるのですか。

5番・6番申請者 地ばいです。

2番委員 ああ、地ばいね。本当はつり下げのほうが作業性もいいし、収穫量も増えるのですけれども、地ばいだと草にやられてしまうので、その辺もぜひ改善する余地があると思います。

まず営農計画、少し教えてください。

5番・6番申請者 ありがとうございます。まず、1点目の営農計画のほうです。ちょっと最低限のもので、今ワゴンと耕運機1台にさせていただいているのですけれども、耕運機に関してはどれぐらいの作業スピードかというのはまだ見えていな

いというところで、まず1台で回します。その1区画、1か所でどれぐらいかかるかというところを加味して、もう一台購入するかというところは社内で決めていこうという考えで動いております。

車なのですけれども、ワゴン1台となっていますけれども、弊社、〇〇のほうは人数は少ないです。今のところは4人なので、少ないです。これ、今回の申請分、広大な土地になりますので、〇〇、母体のほう、〇〇のほうで10人今作業員は確保しております。車両もそれと同じぐらい、5台、6台ありますので、車両に関しては問題ないかなという考えではおります。

議 長 2番。

2番委員 2番です。はい、分かりました。では、車両と人員は確保できると。普通、1万5,000平米をやろうとしたら、トラクターが1台は最低必要だと思います。耕運機って、要はこういうやつですから、60センチぐらいですから、これで1反歩を起こそうとしたら1日かかりますから、やっぱり2mぐらい幅のある、30馬力ぐらいのトラクターが1台なければ、これだけの面積を、カボチャの植付けって時期がそんなに、とてつもなく1か月も2か月もあるわけではないので、1週間とか2週間ぐらいの間に適期ということであれば、定植するようにもなると思うので、そういうのも考えると、やっぱりトラクターはある程度のを1台は購入されないと、これだけの面積で。先ほど聞いたら、まだ15件ぐらい予定しているという話もありますので、ぜひその辺も含めてもう少し計画を詰めたほうがいいと思います。

5番・6番申請者 ありがとうございます。

2番委員 というのは、せっかくこういう形で耕作放棄地を皆さんが有効活用していただけるというのは農業委員会としても非常にありがたい話ですので、我々としても応援していきたいので、ぜひその辺の計画ももう一度よく立てていただきたい。挫折されないようにぜひお願いします。

5番・6番申請者 勉強になります。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

8番。

8番委員 ご苦労さまです。先ほどの営農計画というのを伺いましたのですけれども、これからどんどん考えていくということなのですけれども、例えばこれだけの商品を、物を持ってきて、集荷して、それを選別とかというものをするわけですよ。

5番・6番申請者 ええ。

8番委員 そういう小屋とか、そういうものも全部できているのですか。

5・6番申請者 はい、ございます。

8番委員 できているの。

5番・6番申請者 はい。

8番委員 そうすれば、では問題なく。

5番・6番申請者 作業場という形で、弊社のほうで設けております。

1番委員 ああ、そうですか。はい、分かりました。

5番・6番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。ないですか。

委員 なし。

議長 では、なければ質疑を打ち切ります。

大変ご苦労さまでした。

5番・6番申請者 ありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。失礼いたします。

(議案第1号5番・6番申請者退出)

議長 次に、議案第1号7番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号7番申請者入場・着席)

事務局 最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

7番申請者 お世話になります。〇〇で行政書士をやっている〇〇と申します。よろしく申し上げます。

今回の申請は空き家対策の関係で申請しております。申請人の〇〇さんという方は今〇〇で社会福祉法人の関係の仕事をしている方ですので、今現在施設の中でいろいろ自分たちも野菜を作っているということですので、今回よろしく申し上げます。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方は申し上げます。ないですか。

委員 なし。

17番委員 では、17番から。空き家対策ということで、その都度購入がなされるということなのですが、この内容について、取りあえずはここに書いてある作物、水稲とパクチーとかトウガラシ、青パイヤ、ハーブとありますけれども、その内容的にはちょっと、場所によっては工事はちょっと、場所なので、青パ

パイヤについてはちょっと難しいかなと思いますけれども、これはハウスなり何かしてやっていただければいいかなと思います。

また、その中でいろいろと問題点が出てくるかと思うのですが一応作物については地元の方に相談していただいて、いろいろ勉強していただければありがたいな、こういうふうに思っています。また、その中でこれからもいろいろ出てくるとは思いますが、まだいろいろ皆さんのほうからご指導願って、やっていただければありがたいなというふうに思っていますので、今後ともよろしく願います。

7番申請者 よろしく願います。

議 長 ほかにございますか。ちょっと聞きたいことがあれば。よろしいですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

大変ご苦労さまでした。

7番申請者 よろしく願います。

(議案第1号7番申請者退出)

議 長 ここで、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:47)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:52)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、1番から4番までの4件です。審査班で農地法第3条許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係について、審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たして

おりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は7番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第2号、農地法第5条関係は、22番から24番までの3件になります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第2号、農地法第5条関係は、10番から20番の11件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、1番から9番の9件及び計画変更1、2番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しな

いため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和4年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書7ページから9ページ記載の79件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和4年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書10ページ記載の2件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたら願います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、安中市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、安中市農地利用最適化推進委員の選任について。

令和4年1月13日付けで安中市農業委員会等候補者審査委員会より、下記のとおり選出したので審議のうえ議決願いたい。

令和4年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

安中市農地利用最適化推進委員の候補者は議案書11ページ記載の17名となります。ご審議願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等があったら願います。ないですか。

1番。

1番委員 新旧、これは一体何人ぐらいが入替えになっているのですか。

議長 事務局。

事務局 今回入れ替わりにつきましては、17名のうち現職、残られる方は5名です。
なお、再任の方、また元農業委員の方、そういった、前に経験のある方は3名
いらっしゃいました。

議長 いいですか。

1番委員 分かりました。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農地利用最適化推進委員の選任については原案のとおり
承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農業委員会職員の任免についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農業委員会職員の任免について。令和4年4月1日付け、安中市
職員人事異動に伴う下記職員の任免について、農業委員会等に関する法律第2
6条第3項の規定に基づき同意を求めます。

令和4年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農業委員会職員の任免については、原案のとおり承認す
ることに決定いたしました。

これで議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第3回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

時に午後 3時09分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年3月25日

安中市農業委員会会長

6番委員

11番委員